

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が述べられましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和六年二月二日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ奈良登美ヶ丘

所在地 奈良市中登美ヶ丘三丁目三番

二 述べられた意見の概要

ローレルスクエア登美ヶ丘東館自治会会長

商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項（交通安全）

アクロスプラザ奈良登美ヶ丘（以下「当該店舗」という。）敷地の東側は、奈良市道登美ヶ丘鹿畑線と接していますが、市道に歩道が設置されていないため、歩行者は路肩を歩行する極めて危険な状態となっています。当該店舗を利用する南側からの歩行者の安全を確保する措置をとる必要があります。具体的には、当該店舗東側の市道との境界にはフェンスは設けない、又は、フェンスをできる限り西側に設置するなどの措置をとるべきです。

また、当該店舗南側には、隣接してローレルスクエア登美ヶ丘東館（以下「隣接マンション」という。）が立地しており、当該店舗の屋上に設置予定の駐車場及び駐車場へのスロープと十分な離隔がなされておらず、隣接マンション居住者への騒音や排気ガスなどの影響が懸念されます。周辺の環境への悪影響を低減する措置をとる必要があります。具体的には、夜間及び早朝（例えば、午後九時から翌日午前八時まで）の時間帯は屋上駐車場を閉鎖し、利用を禁止する措置をとるべきです。

三 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和六年二月二日から同年三月四日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで